

公示番号：170496

国名：バングラデシュ

担当：バングラデシュ事務所

案件名：公共投資管理強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月上旬から2017年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.43M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	13日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	バングラデシュ国/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

バングラデシュは、過去 10 年間の堅調な経済成長に基づき、国家目標 Vision2021 の中で 2021 年までに中所得国入りを掲げ、その実現のために長期計画「Perspective Plan of Bangladesh 2021」(2009 年)及び中期計画「第 6 次 5 年計画」(2010 年 7 月)を策定した。この中では、2021 年までに経済成長率を 10%まで引き上げ、貧困率を 15%まで削減することが謳われているが、その達成のために公共投資は重要な役割を担っている。しかしながら、年次開発予算を用いて実施される公共投資事業のリストである年次開発計画(Annual Development Programme: 以下、「ADP」)の予算執行率は過去 5 年間で平均約 73%に留まり、事業遅延平均 2.9 年、個別事業コスト増平均 42%に及ぶなど、公共投資事業の運営監理の改善が必要な状況である。

バングラデシュの公共投資事業の運営監理を主管している計画省計画局では、事業実施計画の策定・評価・承認・モニタリングを適切に実施するための体制や能力・人材が不足しており、一方で、事業形成・審査を担う実施機関・各省庁計画局の能力不足も深刻である。その結果、効率的な事業計画・実施が妨げられており、予定された事業目標とそれに伴う開発目標の達成に悪影響を与えている。また、ADPと第 6 次 5 年計画(2011-2015)との戦略的連関性が不明確であること、ADP 策定プロセスが中期予算枠組み(Mid-Term Budget Framework: MTBF) や年次予算といった国家財政管理面と機能的に結びついていないことが問題として指摘されている。

このような状況の下、バングラデシュ政府は公共投資事業の運営管理能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを我が国に要請し、これを受けて、JICA は計画省計画局(Planning Commission: PC)を実施機関とする技術協力プロジェクト「公共投資管理強化プロジェクト(Strengthening Public Investment Management System Project: SPIMS)」(以下、本プロジェクト)を 2013 年 11 月から開始した。

本プロジェクトは、国家開発計画・財政枠組みとの繋がりが強化される形で公共投資管理能力が向上することを目標とし、①公共投資事業の形成・審査能力の強化、②戦略的 ADP の承認・運用に係る活動等を実施している。具体的には、2 つのパイロットセクター(電力・エネルギーセクター、地方行政・農村開発セクター)を対象に、①については、個別の開発事業の策定・評価・承認・モニタリングをより効率的・効果的に実施するための改善ツール(Ministerial Assessment Format, Sector Approval Format 等)を導入している。②については、ADP と第 7 次 5 年計画(2016-2020)及び中期予算枠組(MTBF)の連携強化を念頭に、Sector Strategic Paper(以下、SSP)と Multi-Year Public Investment Program(以下、MYPIP)の導入を進めている。SSP と MYPIP の導入については、上記第 7 次 5 年計画や公共財政管理改革戦略(2016 年 10 月)にも記載されており、本プロジェクトでは計画局の承認を得た上で、SSP と MYPIP をパイロットセクター関係省庁が 2017 年度 Revised ADP を作成する際の指針として活用する予定である。

本プロジェクトは 2018 年 2 月下旬に終了予定であるところ、本プロジェクトの活動進捗や目標・成果達成度を確認するとともに、終了時期までの課題の抽出や終了後の持続性確保にむけた提言を行うために、終了時評価を実施する。

7. 業務の内容

本業務は、終了時評価調査に参団し、本プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析するものである。具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2017 年 9 月上旬)

①既存の文献、報告書等(モニタリングシート、事業進捗報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和

文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他バングラデシュ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2017年9月中旬～9月下旬)

- ①JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、バングラデシュ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びバングラデシュ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、協議議事録(M/M:Minutes of Meetings)に添付する合同終了時評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥合同終了時評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑧現地調査結果のJICAバングラデシュ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2017年9月下旬～10月上旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同終了時評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒バンコク⇒バングラデシュ⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月16日～2017年9月28日を予定しています。

JICA調査団員は2017年9月23日～9月28日にて現地調査を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、ア)総括とウ)協力企画はJICAバングラデシュ事務所より参团予定です。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 公共投資管理 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。
(本業務の作業期間中に派遣されている専門家のみ)

- ア) 総括／公共投資管理 (計画)
- イ) 副総括／公共投資管理 (事業実施2)
- ウ) 公共投資管理 (事業実施1)
- エ) 研修開発2／業務調整

③便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクト専門家及びC/Pの一部同行
- カ) 執務スペースの提供
JICAバングラデシュ事務所内の執務スペース提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 公共投資事業運営管理に係る基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート (2012年3月)
<http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/12080461.pdf>

本業務に関する以下の資料をJICAバングラデシュ事務所から配布します。

連絡先：(電話) 880-2-9891897 (FAX) 880-2-9891689

- ・ PDM (第1版・第2版)
- ・ 業務進捗報告書 (第1号～第6号)
- ・ モニタリングシート (2016年7月)

(3) 安全管理

①現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況をJICA所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICAの承認を得ること。

(渡航前)

- ア) JICAが行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- イ) JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。

ウ) 外務省「たびレジ」への登録：各自登録を行うこと。

エ) JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録

オ) ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。

(渡航後)

カ) バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。

②バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICAバングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

③宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料がJICAの基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由からJICAバングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料がJICA基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。

④執務室についても、JICAの安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であってもJICAバングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICAバングラデシュ事務所が定める。手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICAバングラデシュ事務所の承認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則としてJICAバングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。

⑤ダッカ市外への訪問は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。

⑥現地作業中は、JICAバングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAバングラデシュ事務所から貸与する。

⑦上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。

(4) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上